

## 平成24年度第2回「岐阜県木の国・山の国県民会議」議事概要

日 時：平成24年11月2日（金）14：00～15：40

場 所：県庁議会西棟第3会議室

### 議題

#### ■岐阜県水源地域保全条例（仮称）について

（事務局 小林林政課長から説明）

#### 【質 疑】

（清水委員）

以前、県内での外国資本による森林買収事例の有無を質問させていただいた際は、「無い」との回答であったが、現時点ではどうか。また、条例では事前届出制の導入が検討されているようだが、説明のあった助言・勧告・調査・聞き取り等以外に、例えば県による買取りなど、想定される事態があればお聞きしたい。

（小林林政課長）

本県の状況については、資料の3頁（2）にあるが、林野庁からも照会があり、平成20年6月以降、県内の市町村や森林組合に対して聞き取りを実施している。情報があった場合には随時報告いただくようお願いしているが、これまでのところそういった報告は無い。

また、考えられる事態とその対応であるが、この条例では届出をしていただき、まずは売主にもその土地が重要な水源林であることを認識してもらい、適正な土地利用をお願いすることとしている。さらに開発する場合の規制について助言指導を行う。また、助言指導の内容を買主にも伝えていただき、買主にもそれに従った管理を行っていただくこととしている。なお、取引を止めることはこの条例では難しいが、公有林化の補助制度を考えている。事案があった場合は市町村に情報提供し、水源を守る上で重要な土地であれば、市町村において補助制度の活用も検討いただきたいと考えている。

（山川委員）

今回の課題へ対応するには、憲法の認める財産権や民法の所有権に挑戦するようなことをしていかなくてはならないが、制限ができず脱法になってしまうのが一番の問題である。水源地域のゾーニングが検討されているが、一番基にあるのは地域森林計画と市町村森林整備計画であり、それらが書き換えられない中、条例で水源地域をゾーニングをするのはダブルスタンダードにならないか。市町村森林整備計画にもゾーニングについて書き込まないといけないのではないか。

また、本日は骨子で基本指針は提示されていないが、その間に議論ができず、それが決まる頃には県議会に提出されてしまうとすれば、十分な議論できないのではないかと心配である。

さらに、環境保全林の直接支援事業等があるが、経営計画との重複についてはどうか。山に入って伐採していく業者にとっては、経営計画に入っていない山こそ扱いやすい山である。補助金をもらわない以上、好きにすることが実際行われており、経営計画と集中投資の関係についてどう考えているかお聞かせいただきたい。

また、勧告だけでは業者にとっては何も痛みが無く、平気で買われるのではないか。第3者を通じて買うことも容易であり、条例の実効力について気になるところである。

また、水に関しては地表水のことか、地下水のことかよくわからない。地表水は取水に関して水利権があるため下流域でも問題視されると思うが、地下水がくみ上げられた場合の対処も盛り

込む必要があるのではないか。

(小林林政課長)

まず、意見をいただく機会についてであるが、本日説明した内容は書き方を変えれば骨子案になるものである。本日の意見をふまえ、骨子案を完成させたいと考えているのでご理解願いたい。

また、ダブルスタンダードではないかとの指摘について、資料5(2)で説明したが、市町村森林整備計画の制度を活用したいと考えており、水源地域を指定する際は、審議会や市町村の意見を聞きながら進めたい。市町村森林整備計画は市町村が策定するもので強制はできないが、同様に位置づけてほしいと考えている。

また、地表水、地下水のご質問であるが、この条例は水源地域を守るものである。地表水は河川法の規制があるし、また、地下水の取水規制をするものでもない。

(山川委員)

例えばある地域の一部を買って地下水を汲み上げることには、この条例は及ばないという理解でよいか。林政部として山を守るということで、地下水の汲み上げを行う外国資本が土地を買収することには立ち入らないということによいか。

(小林林政課長)

あくまでも水源地域を守るものである。

(長沼森林整備課長)

森林経営計画は今年度から始まった制度で、計画を立てると国の補助事業を活用することができる。地域森林計画対象民有林では、全て事前の伐採届出が義務付けられており、違反すると過料もある。一方、森林経営計画を立てた区域では事後届出でもよく、全ての森林がカバーされているということができる。

また、条例による地域指定と森林経営計画であるが、今年度から導入された森林・環境税では、森林経営計画で守備できない水源地を守るために助成することとし、棲み分けをしている。また、森林・環境税では、市町村森林整備計画の水源機能維持増進森林を対象としている。ダブルスタンダードという指摘があったが、あくまでも水源地域は条例に基づき市町村の意見も聞いて県が指定する。一方、市町村森林整備計画の水源機能維持増進森林は市町村が指定するもので、これらの整合性を図ることになると思う。

(山川委員)

自分としては市町村森林整備計画がバイブルと考えている。本来は上位計画である市町村森林整備計画の中に、今回の条例による地域指定の話が入り、水源かん養が必要であるとして定められていくのが、森林の一元管理という意味で筋ではないかと思い、ダブルスタンダードという言葉を使ったところである。

(山田(貴)委員)

素朴な疑問であるが、あえて外国資本として「外国」という必要があるのか。国内資本でも同じような動きが起こる可能性はゼロではないと思う。

また、先ほど意見もあったが、やはり勧告・助言では実効性に疑問がある。

さらに、河川法の解釈では伏流水等も規制ができるとされているが、この解釈をうまく使って制限することはできないかと思うがどうか。

(小林林政課長)

資料には外国資本とあるが、今回はあくまでも水源地域を守る条例であり、外国資本を排除するものではない。したがって条例では外国資本という言葉は使わない。

また、勧告・助言のみで実効性が保たれるかというご指摘であるが、山川委員からも発言があったように、やはり憲法の財産権・民法の所有権の問題があり、他県と同様、条例で規制するのは難しい。しかし、条例を制定し、県・市町村が注視していく姿勢を示すことで一定の抑止力があるのではないかと思う。

河川法は所管していないのでその解釈については申し上げられない。

(山田（貴）委員)

河川法では取水に関して許可という言葉が出てくるので、止めることができるのではないか。

(小林林政課長)

今回の条例は水源地域を保全するためのもので、伏流水や地下水の取水を規制するものではない。林政部としては水源地域として山を守っていきたいと考えている。

(神山委員)

山川委員や山田（貴）委員から意見があったように、この問題は憲法の財産権や民法の所有権に対する挑戦であると思う。突き詰めると、紳士協定ということになると思うが、助言があっても売買は止めることはできないし、後に制裁を行ったところで、土地の所有権移転は止められず、確かに実効性に関しては疑問もある。

しかし、大阪府高槻市では、かつて1980年代から90年代に隣接する京都において多くの開発が行われた際に、いち早く「森林銀行制度」を導入した結果、市の森林が保全されたという事例もある。地域のアイデンティティを守る趣旨で条例をいち早く制定することで、岐阜県は森林を守る意識が高いということを打ち出していくのは、抑止の観点では大事なことであると思う。

なお、それに関連して、12頁の5（1）では関係者の責務として、「県は関係者と連携して、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進する。県民等は県の施策に協力するよう努める」と書かれている。ここでは、県内に土地を持っている方は県民に限らないこと、また財産を相続する方も幅広いことも踏まえ、「県民等」としてあると思うが、例えば、「県民及び県内に土地を所有する者等」とすることにより、岐阜県の土地は我々が監視しているということを強く打ち出した方がよいと思う。

また、事前届出の時期であるが、北海道は契約の3ヶ月前とする一方、埼玉・群馬は30日前、岐阜県の案も30日前となっているが、契約の30日前に売買の事実を知ったところで何もできないと思う。地元の協議会や審議会に諮る、あるいは地元と連携し調査するのであればもう少し日数が必要と思うがどうか。

(小林林政課長)

「県民等」の「等」については、条例では「県民、土地所有者」とする予定である。

また、届出期間に関するご意見については再検討させていただきたいが、必要以上に長くすることは、土地所有者にとっては規制を強めることになるので、埼玉や群馬の例も参考に最小限の規制にしたいと考えているところである。

(寺田委員)

自分も森林の取引に対しては届出制よりも厳しくできないかという思いがある。

地元の取水地には、共有林で保安林指定されているところが多いが、5メートル規格の林道の

周辺には不在村地主の森林が多く存在している。水源の保全を考えたとき、その不在村地主から他者に渡ってしまうのが一番怖い、不在村地主から他者へ渡る際に強い規制ができないかと思う。これまでの議論ではやはり難しいとのことではあるが、実際の取引では旧権利者・新権利者の間でしっかり現地把握もされず、登記情報だけで取引されてしまうことが多い。また、不在村の場合、周辺もなかなか圧力がかけられない。例えば、市町村森林整備計画でゾーニングし、不在村の土地を売買する場合には、市町村が事前に現地確認しないと取引できないような形にできないかと思うがどうか。

(小林林政課長)

売買なので、売主と買主で合意されれば基本的には止めることはできないが、不在村地主の問題は大きく、外国資本による森林買収の問題では、不在村地主の存在も背景の一つとも言われている。

県では境界明確化を進めているが、こういった取り組みを更に進め、所有者や境界を把握していくことはこの問題の対策の一つになるかと思う。

(寺田委員)

市町村計画のゾーニングと県の施策が合致していくことが重要と考える。

(篠田委員)

5(3) 水源地域(エリア)指定の手法にある、「水道水源の取水に直接影響がある直近上流部の森林」という「取水に直接影響がある」というのは何を指しているのか。土砂が堆積し取水が困難になるケース等をイメージしたが、そうではなく、上流域での水源かん養機能に影響を及ぼすような森林の改変をコントロールするのが目的であるので、何のために指定するのかもう少し考えたほうがいいのではないか。

木曾川の犬山取水口は名古屋市の重要な水道水源であるし、岐阜市の鏡岩水源は長良川の伏流水なので、その上流の森林は全て岐阜市の水道水源であり、「直接影響がある」というと、その上流部は全て水道水源の森林となる。百から数百ヘクタールの森林を基本とするとされているが、何をもちいて守らなくてはいけない水源エリアか、よく検討する必要がある。本当の意味での水源となると、森林全部になってしまうが、森林整備課長が言われたように、合間を埋めていくという考え方が現実的であると思う。合間を埋めるような指定についてどのように考えるかは悩ましい問題であるが、市町村と県で相談し、水源地域を定める手法自体が難しいと思う。基本的には、条例では全てを水源林とし、その中で特定のエリアに対しては届出が必要とランク分けするなどしなければ切り分けが難しいと思う。

(伊藤副会長)

北海道では非常に狭いエリアで捉えている一方、埼玉県はより広い捉え方となっている。本示された県の方針はその中間となっているようだが、この点はきちんと整理してほしいと思う。

(小林林政課長)

ご指摘のとおり、北海道では狭く、群馬・埼玉では広く捉えられている。

本県には民有林が60万ヘクタールある。広い意味では全てが水源林ではあるが、これを全て守備範囲とするかについては、ご指摘いただいたとおり、特に重要な地域を絞り、届出制度の対象とすることを検討している。

なお、エリア指定については、基本指針を定める中で審議会の意見も聞きながら定めていきたいと考えている。

(山川委員)

もう一度整理したいが、今回は水源地の保全に関して、土地取引のみに関する条例を定めるといふことでよいか。資料9頁4に水源地域を保全するための手法として、乱開発を防ぐ手法、過剰な取水を防ぐ手法、不適正な土地利用を防ぐ手法とあるが、この不適正な土地利用を防ぐための手法といふことでよいか。不適正な土地取引は世の中にあまり存在しないと思うが、これをもし実施する際に、13頁の5(2)にあるように、水源林をゾーニングすることはいいが、そこへ県が集中投資することと、土地取引の監視を強めることはあまり関係のない話になってしまっているように思う。むしろどちらかといふと乱開発を防ぐ方ではないかと思う。水資源を本当に守るといふことであれば、土地取引だけではなく、森林経営計画から漏れたところに他府県の業者がどんどん伐採して植えずに帰っていくことで乱開発が行われていることの方を押さえなければならぬと思う。外国資本による取得を議員の先生方が問題視しているかもしれないが、現状はそうではなく、むしろ産廃やゴミを残して帰っていくことの方が問題である。郡上市の森林管理委員会では、建設業の方が現場に入る際は、地域住民に今どの業者が何日まで作業をしているかが分かる看板を入りに掲示してもらうことを計画している。

また、土地取引とは異なるが、伐採に関して、地元の業者が伐採届出を出して、はねられるケースは岐阜県内ではまずないと思う。それは、市町村としてもそれでお金を取って食べている人に、届出を断ることができないので受理してしまうといふことである。したがって、岐阜県として強い姿勢を示すといふことであれば、例えば10、20ヘクタールを超えるような面積の場合は、市町村を経由するのではなく、県へ直接提出するといふことにすれば、事業者にとってはかなり高いハードルとなる。県の林政部の方で審査をするといふことになれば、相当届出が出しにくく、プレッシャーがかかる。今までやったことのないようなことを岐阜県が始めたといふことになると、それだけでもかなり大規模な伐採に対しては厳しいという印象を与えることができる。農林事務所ではなく、本庁へ直接出ささいといふことであれば、仕事が増えて大変だとは思いますが、30、50ヘクタールを超えるようなことは少ないと思うので、そういったことを姿勢として岐阜県が示すといふのも非常によいと思う。それだけで多分業者の方は、困ったと思われるはずである。あまり厳しくしすぎて林業を圧迫していけないが、手続きとしては同じことをやってもらう訳なので、それくらいの決意を持つといふことが必要ではないかと思う。

(伊藤副会長)

資料の作り方の話になるが、水源林ゾーンを守るという大きな概念と、今回条例で制定しようとしている、もう少し絞った話を整理して書いた方がいいという気がする。

(長沼森林整備課長)

篠田委員が発言されたように、森林はそもそも全て水源林と言えるが、その中でも特にここは守らなければいけないといふことである。この資料の中では混在しているように見えるかもしれない。どうしても守らなければならないところについては、山川委員が言われるように、もっと厳しい指針があってもよいのではいふ点のご意見を聞きながら考える部分もあると思う。一方で、林業のためには当然皆伐も必要であるが、皆伐できるところとできないところがある。こういった点をどう考えていくか、市町村森林整備計画とどのように整合をとっていくかが重要である。ただし、今回の条例では、その中でも水源地として守らなければならないところを示し、それを市町村の各種計画と整合をとっていただく。そうしたものに沿って取り込まれる部分には、県として集中的な支援をさせていただく形になると思う。

(山川委員)

先ほど言われた高槻のナショナルトラストのように、不在村地主の本当に小さな面積のところ、

例えば150平米のようなところは、県が整理して買い上げるのも一案ではないか。また、地域で大きな面積を持っている地主と交渉して、その中の例えば1000平米だけは県が何年かの権利で借りることも考えられる。つまり、所有権のみ一部移転するような方法で、あらかじめ危険そうなところを押さえるということも考えられるのではないか。虫食いの土地は買いたくないというのが買い手の心理である。嫌がらせのような話であるが、どうだろうか。それで同時に不在村地主のところも整理できるのであれば、地元としては知らない人が所有しているよりも有難い話である。

(伊藤副会長)

条例で示す基本的な方針と、現実的に押さえていくテクニックといった話をそれぞれ検討していく必要があるということであると思う。

(森腰委員)

手続的なことだが、先ほど寺田委員の方からもあったが、外国資本を排除するための条例でないということであれば、5(4)のフロー図は、売主から届出を出してもらうよりも、買主から出してもらう形の方がいいのではないか。

(小林林政課長)

買主から届け出ってもらうとなると、事後になってしまう。

仮に買主予定者から届け出ってもらうこととした場合、まだ売買は成立していない。したがって、事前の場合は売主をお願いするしかないと思う。例えば、30日後に売りたいが、買主はA、B、Cと決まっていなくても届出を出してもらうことになり、A、B、Cのいずれかが決まっていない段階では、誰に出してもらえばよいかも判然としない。したがって、事前に出してもらうのであれば、売主をお願いするしかない。

(森腰委員)

抑止という意味合いではそう思うが、現実的に不在村者が地元にはたくさんいる。買主予定者に意識を持ってもらうことが重要と思う。

(小林林政課長)

フロー図にあるように、売主に助言をして、また、その内容を買主に伝達してもらうが、必要に応じて県の方から直接、買主の方に助言指導をすることも考えている。

(山川委員)

都市計画の市街化区域の売買に関しては事前届出になっており、契約した段階で双方から90日前に出さなければならないことになっていると思う。売主から届け出させることに拘る理由は何か。双方から契約が成立した時点で、登記を移す前に届け出させるという国交省の土地取引制度と異なり、売主からのみ届出させる理由は何か。

(小林林政課長)

都市計画区域内については、先ほど説明したが、国土利用計画法では、事後届出の場合には、権利取得者である買主が事後に届け出ることになっている。

(山川委員)

事前届出の方はどうか。

(小林林政課長)

事前届出は、いわゆる監視区域についてであり、別の話と思う。現在、県内に監視区域はない。事後届出の場合には、権利取得者である買主が事後に届け出ることになっており、改正森林法でも新たな土地所有者、つまり買主が届け出ることになっている。条例での届出を買主にすると、森林法でも買主が届け出る、条例でも事前に届け出るということで、買主が2回届け出ることになるが、この案だと売主が事前に届け出る、買主が事後に届け出るということで棲み分けることになる。

(伊藤副会長)

他にありますか。

(山田(貴)委員)

水源地域に指定された場合、普通林・保安林という区分とは全く関係のないエリア指定がされるということでのいいのか。それが指定されたから保安林になることはないのか。今回この条例が通ったとしても、伐採の届出等については変わらないということでのいいか。

(長沼森林整備課長)

伐採については変わらないが、先ほどの指針の中で、例えば、山川委員から発言があったように、保安林であっても20ヘクタールの皆伐はできるが、それをせめて一度に切るのは最大で1ヘクタールにしてほしいなど、既に県ではそういった指針を持っているが、指導をより徹底することになると思う。

あるいは、間伐の伐採率をどうするか。水源地域を守るために、より光が当たり下層植生が豊かになるよう、強度の間伐をするのか。逆に、木材生産の面から考えて強度の間伐をすると、かえって雪害の問題も出てくるので、そういったところを今後皆さんのご意見を聞きながら整理していくことになる。

(山田(貴)委員)

それはもともと整理しなければいけない話で、今回の外国資本云々とは関係のないことと思われる。

(長沼森林整備課長)

元々外国資本というのが懸念されているが、先ほども意見があったように、国内資本や国内の所有者で管理を放棄されている方もいるので、そういうことも含めて議論すべきだという認識である。

(小林林政課長)

先ほど基本指針を定めると説明したが、その指針の中で水源地域内で守るべき施業基準を定めることとしている。場合によっては、通常の施業基準よりも厳しい基準を考えていくこともあると思う。

(山田(貴)委員)

その内容を我々が知ることができるのは、パブリックコメントの段階ということになるのか。

(小林林政課長)

パブリックコメントでは、条例本文にあたる部分に対してご意見をいただく予定である。また、基本指針については、条例の中では（仮称）水源地域保全審議会の意見を聞いたうえで定めることと規定するが、それ以外にも有識者等のご意見を聞きながら作業を進めていく。この木の国・山の国県民会議においてもご意見をお聞きすることになると思う。

（山田（貴）委員）

外国資本等の問題と、岐阜県の山の施業に関する話が一緒になって議論されていると思う。山の売買事例を見ると、圧倒的に健全なものが多いと思う。そうすると、あまり規制を強くしていくと、林業に必ず影響が出てくると思うので、本来やらなければいけないことと外国資本等からどう山を守るかということに分けて整理していただきたい。

（長沼森林整備課長）

発端は外国資本であるが、そのことに限ったものとしてはいない。先ほど篠田委員もおっしゃったように、大きなエリアは全て水源林だが、それを水源林とらえてしまうと林業をやろうとしているところは立ち行かなくなってしまう。そこで、エリアをどうとらえるかは今後相談させていただくが、特定の水源地域としたところは守っていくべきということで、基準を設けようと思っている。

（山田（貴）委員）

それは林政部が元々やるべき仕事の話であって、外国資本云々ではないと思う。

（小林林政課長）

発端は外国資本であるが、条例の目的はあくまで水源地域を守っていくことにある。

（山田（貴）委員）

資料を見て、今にも悪い外国人が来て森林を買いあさってしまうイメージを持ったが、そういう話ではないということでしょうか。

（長沼森林整備課長）

せっかく条例を作るなら、まさに皆さんが言われるように良い山になる、その中でも重要な水源林を守るという内容にしていきたいということである。

（伊藤副会長）

外国資本の森林買収に対する危機感という意味では、議会でも話題になっていることなので、それは一つのきっかけにいただければ結構と思う。それを踏まえて水源地域を保全していくにはどうすればよいか、その道筋を示すようなものになればよいと思う。

（清水委員）

水源林ゾーンを指定するとあるが、指定した場合、その地域で例えば、伐採や土地の改変、開発行為の際など、何らかの制限が加わるのか。また、逆に守っていくために（県が）何かされることはあるのか。

（小林林政課長）

条例で指定する水源地域については、事前届出をしていただくことになる。事前届出に対して、県は森林に対してこういう施業をしてほしいとか、その他守っていただきたいことなどを助言し



ていく。また、開発等については、森林法その他の法令による規制の状況もお知らせすることになる。

5（2）にある水源林ゾーンに対しては、森林・環境税も含めて事業の集中投資を考えている。

（清水委員）

経済活動を阻害してはいけないことは分かるが、県民目線で言うと、水源地域を守るためには許可制というののもあってよいのではと思っているが、いかがか。

（小林林政課長）

憲法で保障されている財産権との兼ね合いから、条例では難しいと考えている。実は県としても、平成22年度からこの問題に関しては国の方できちんと対応して欲しいということで、国に対して法整備などの要望を行っているところである。

（伊藤副会長）

法的な枠組みがある中で、おそらく苦肉の策ということになるろうかと思うが、県として現在できることをご提案いただいているものと理解している。ただ、そういうご意見も県民の思いとして受け止めていただき、実際の運用や施策の中でできる限りのことをお願いしたい。

（森本委員）

私は岩屋ダムの上流部に住んでいる。現在検討中ということで水源地域になるのかどうかはまだ示してもらえないと思うが、おそらく直接、条例の影響を受けるのではないかという思いで聞いていた。現に影響を受けている部分として、保安林という現実的にはやっかいな制度もある。地域に住むものとしては、できるだけ規制という目線で考えるのではなく、地域を活性化するような条例であってほしいという思いがある。地域を縛ってしまい、あれもこれもできないということではなく、地域が活性化することも考えてほしいと思う。

（伊藤副会長）

水源地域保全条例ということで、そのような思いもぜひ込めていただいて、地域の活力となるような配慮もお願いしたいと思う。

そのほかにありますか。今この中でご意見をまとめることができない場合は、追加意見の用紙により対応いただいても結構ですが。

（篠田委員）

スケジュールについて、急がないといけないということも理解できるが、いかにも大急ぎで進められている印象を受ける。これまで30年構想や森林・環境税の際には、かなり長い期間の議論がされていたが、この条例に関しては、1年も満たない期間で決めようとしている。非常に早いというのが気になっている。今後パブリックコメントなどを実施されると思うが、この会議には今回提示された後、フィードバックが行われないうまま条例化されるというのは大丈夫なのか。

（小林林政課長）

資料のスケジュールは要点のみを記載しており、現在、市町村や林業関係団体からもご意見をお聞きしている。パブリックコメントについてもこれらのご意見を踏まえた内容で実施することとしている。この会議では確かに初めてお話しするが、これまでもいろいろな方からご意見を伺って進めているので、そういう意味では資料の書き方がよくなかったかもしれない。

(伊藤副会長)

時間の中で熟成される考えや発想というのもあるのは事実で、例えば、外国資本のことを念頭に議論するのと、水源地域全般のこととして意見を聞く中ではスタンスが変わってくることもある。そのような意味合いもあり、篠田委員が発言されたものと思う。ただ、急がなければならない事情もあることと思う。どれぐらいの時間を取るかは一概には言えないが、いずれにしても、意見が十分に整理されるようなスケジュールで臨んでほしい。

(小林林政課長)

今後なるべく皆様のご意見をお聞きしていきたいと思う。

(伊藤副会長)

この議事についてはこれで閉じさせていただいてよろしいか。  
委員の皆さんからこの場で皆さんに周知されたいことがあれば発言いただきたい。

(山川委員)

山というのはやはり50年、100年先を見据えた対応が必要。こういった条例を制定するにあたってやはり50年、100年先を見据えた対応が必要。補助金がないと成り立たない生業になってしまっているが、横並びではなく、岐阜県独自の新しい試みについても条例に書き加えていただけるよう要望したい。

(伊藤副会長)

森林とどう付き合うか、岐阜県から発信していく方法論を林政部から、あるいは我々一人ひとりからも出していけるとよいと思う。

(河内委員)

一つ教えていただきたい。はっきり記憶していないが、外国資本の関係でテレビのニュースで地元には売買してもいいが、他の地域の人には絶対売れないという取組が紹介されていなかったか。ご存知の方がいれば教えてほしい。

(森腰委員)

おそらく九州の方の事例と思う。

(神山委員)

九州だと宮崎県の諸塚村が一番頑張っているのも、そのことと思う。  
村内在住の新たな管理者を見つけてからでないと、村外へ出てはいけないという要綱ではなかったかと思う。

(伊藤副会長)

県での条例化は難しいと思うが、地域社会での自律的な取組みである。

以 上